

石川県妊婦健康診査における子宮頸がん検査実施要領

1 目的

妊婦健康診査における子宮頸がん検査の精度向上を図り、子宮頸がんの早期発見、早期治療に資する。

2 対象者

妊婦初回の「妊産婦健康診査受診票」利用者
(ただし、当該年度内に市町の子宮頸がん検診を受診した者は除く。)

3 実施内容

(1) 問診

過去の子宮頸がん検診受診歴（当該年度内の市町の子宮頸がん検診受診の有無）、子宮頸部細胞診判定異常（NILM 以外）の有無、既往歴、家族歴等を聴取する。

(2) 視診

腔鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。

(3) 子宮頸部の細胞診

ア 検体の採取

- ・サイトピックのヘラ部分を使って細胞を採取する。

※綿棒は採取細胞が少ないため原則禁止

サーベックスブラシは妊娠 10 週以上の妊婦には禁忌

サイトピック（棒部分）、ブラシによる頸管内擦過も妊婦には禁忌

- ・液状細胞診（BD シュアパス法）を推奨する。

※サイトピックのヘラ部分を液状バイアル内で 10 回程度攪拌する。

イ 結果の判定

ベセスダ分類（表 1）で判定する。

(4) 内診

4 精密検査が必要となった場合の対応

(1) 妊婦健康診査受託医療機関で精密検査を実施する場合

- ・医療機関は精検対象者に精密検査の必要性、内容等について説明する。
- ・精密検査を公費で負担する市町（表 2）に居住する精検対象者の場合は、市町の窓口で手続き（精密検査受診券の発行）をするよう説明する。
- ・精検対象者が精密検査受診券を取得後、精密検査を実施する。
※精密検査実施後に受診券は発行できないので必ず事前に取得する。

(2) 妊婦健康診査受託医療機関が他の医療機関に精密検査を依頼する場合

- ・妊婦健康診査受託医療機関は精検対象者に精密検査の必要性、内容等について説明する。
- ・妊婦健康診査受託医療機関は精密検査依頼書（様式 1）を作成し、精密検査受診時に提出するよう説明する。

- ・精密検査を公費で負担する市町（表2）に居住する精検対象者の場合は、市町の窓口で手続き（精密検査受診券の発行）をしたうえで精密検査を受診するよう説明する。その際、精密検査実施後に精密検査受診券は発行できないことについても説明する。

5 精密検査の実施

妊娠中の子宮頸部細胞診がNILM以外だった場合の取り扱いは、最新のガイドラインに準拠する。

※ 産婦人科診療ガイドライン産科編 2017 CQ502（2019年12月24日現在）

(1) 実施時期

子宮頸がん検査で要精検となった場合は、妊娠中の早期に精密検査を実施する。

ただし、CINに留まり浸潤癌でないと判断される場合は、医師の責任において産後6週間頃に円錐切除を延期することが許容される場合もあるが、判断の根拠としてコルポスコピーの所見を必ず記載する。

(2) 検査項目

ア ASC-USの場合

ハイリスク HPV 検査

イ ASC-US (HPV 陰性)の場合

NILMと同様に対応（出産後の細胞診再検を医師より妊婦に勧める）

ウ ASC-US (HPV 陽性)、ASC-H、LSIL、HSIL、SCC、AGC、AIS、Adenoca、Otherの場合

原則としてコルポスコピーと組織診を実施する。

なお、妊娠中に組織診を実施しない場合は、出産後6週間を目途に組織診を実施する。

組織診により浸潤癌、腺癌の疑いがある場合は、ガイドラインCQ502に準じた対応を行う。

(3) 検査結果の報告

ア 妊婦健康診査受託医療機関で精密検査を実施した場合

医療機関は、精密検査依頼書及び精検結果報告書（様式1）を作成し、受診者住所地の市町に送付する。

イ 妊婦健康診査受託医療機関から依頼を受けて精密検査を実施した場合

精密検査実施医療機関は、精密検査の結果を精検結果報告書（様式1）に記入し、妊婦健康診査受託医療機関（紹介元）及び受診者住所地の市町に送付する。

(4) 検査費用

精密検査に要した費用の自己負担分について、公費で負担する市町と受診者自身が負担する市町があるので留意する（表2）。

(5) その他留意事項等

- ・妊婦健康診査受託医療機関は、子宮頸がん検査施行後2か月以内に報告がなければ精密検査実施機関に報告書の提出を督促する。
- ・妊婦健康診査受託医療機関は、里帰りや転居等で精検対象者が県外に転出した場合などは、紹介先の医療機関に精密検査結果について診療情報

提供を依頼し、その結果（精密検査結果）を妊婦健診受診時に居住していた市町に報告する。

- 妊婦健康診査受託医療機関は、精密検査の実施方法が「細胞診」「HPV検査」または「コルポ診」のみで組織検査が行われていない場合は、出産予定日6週間後を目途に精密検査実施医療機関に組織検査の確認を行い、確認後4週間以内に診療情報提供書（確定診断等連絡票）（様式2）を市町に提出する。
- 精密検査実施医療機関は、出産後に組織検査または円錐切除術を行う方針とした場合は、最終的な組織検査結果を妊婦健康診査受託医療機関及び受診者住所地の市町に診療情報提供書（確定診断等連絡票）（様式2）で報告する。
- 市町は、妊婦健康診査要精密検査台帳（様式3）を作成し、精密検査結果の把握に努める。結果報告が届いていない場合は妊婦健康診査受託医療機関に報告書提出を促し、精密検査未受診であることを確認した場合は精検対象者に受診勧奨を行う。